

法務省矯成第3342号

平成19年5月30日

改正 平成23年5月23日付け法務省矯成第3016号

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 梶 木 壽

被収容者の物品の保管等について（通達）

標記について、下記のとおり定め、本年6月1日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、平成9年5月30日付け法務省矯総第1319号当職通達「被収容者等の領置物の管理に関する規則の運用について」及び平成18年5月23日付け法務省矯成第3290号当職通達「受刑者の金品の保管等について」は廃止します。

記

1 保管私物の保管方法等について

- (1) 被収容者の保管私物は、居室内の保管設備に保管させること。ただし、刑事施設の収容状況、設備等の実情に応じて、居室外の保管設備に保管させることとして差し支えないこと。
- (2) 棚又は容器の上に保管私物を保管させる場合には、保管私物の重量、形状、落下防止等に配慮し、その高さの上限を定めること。
- (3) 保管私物を保管するための保管設備に被収容者に支給され、又は貸与されている物品（以下「給貸与品」という。）を保管させ、また、給貸与品を保管するための場所に保管私物を保管させることとして差し支えないこと。
- (4) (3)により、給貸与品の保管場所に保管私物を置かせることとしても、それにより、下記2の保管限度量が増加することとなるものではないので、この旨を被収容者に周知すること。
- (5) 共同室に設置する保管私物の保管設備（複数の保管設備がある場合には、そのうちの一つ）については、その一部又は全部を施錠できる構造とするよう努めること。

2 保管限度量等について

- (1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)第48条第2項の規定により刑事施設の長が定める被収容者一人当たりの保管限度量は、受刑者については60リットル以上、受刑者以外の被収容者については、寝具を除き80リットル以上とすること。

なお、備え付けのハンガー(衣類掛けを含む。)に掛けることのできる標準的な衣類の容量を定め、これを保管限度量に含めることとして差し支えないこと。この場合においては、当該ハンガーの容量とハンガー以外の保管設備の容量の合計が保管限度量となること。

- (2) 刑事施設の収容状況、設備等の事情により、上記(1)の保管限度量を確保できない場合には、当該事情が解消されるまでの間、確保することが可能な範囲で保管限度量を定めて差し支えないこと。この場合においては、被収容者の保管私物の総量が刑事施設の長が定めた保管限度量を超えた場合に、直ちにその超過量に相当する保管私物の処分を求めるのではなく、60リットル又は80リットルから刑事施設の長が定めた保管限度量を差し引いた量に相当する量の保管私物は、法第48条第4項の規定により、被収容者の求めに応じ保管私物を領置するよう配慮すること。ただし、領置総量が領置限度量を超えることとなる場合は、この限りでないこと。
- (3) 自弁購入によりハンガーの数が増えた場合、増加した分に相当する要領については、ハンガー以外の保管設備の容量から差し引いて差し支えないこと。
- (4) 法第48条第4項の規定により、保管私物を領置するに当たっては、領置する物品の品名を限定すること(例えば、書籍、時季により着用しないこととなる下着類などに限ること。)として差し支えないこと。

なお、ちり紙、歯ブラシ等の消耗品又はこれに類する日用品については、特段の事情が認められる場合を除き、領置するのは相当ではないこと。

3 領置限度量の定め方について

被収容者一人当たりの領置限度量は、領置倉庫において領置物を保管することができる容量を収容定員で除して得られた容量を基準とし、領置物を保管する容器の形状等を勘案して定めること。

4 保管限度量及び領置限度量の認定基準について

- (1) 数値をもって保管限度量を定めた場合において、保管私物の総量が保管限度量内にあるかどうかは、ハンガー(衣類掛けを含む。以下同じ。)以外の保管設備に相当する容量の段ボール箱などを用意して、被収容者に、寝具又はハンガーに掛かっている衣類を除いた保管私物を当該段ボール箱に収納させ、収納しきれない保管私物がある場合に保管限度量を超えているものと認定すること。また、保管用の容器の容量を保管限度量とした場合において、寝具又はハンガーに掛かっている衣類を除いた保管私物を当該容器に収納させ、引出し又はふ

たが閉まらない状態になった場合に、棚等であれば、上記1の(2)で定めた高さを超えた場合に保管限度量を超えているものと認定すること。

(2) (1)の場合においては、衣類が整然とハンガーに掛けられていること。

(3) 領置物(寝具, トランク, 大型バッグ等を除く。)の総量が領置限度量内にあるかどうかを判断するに当たっては、領置物を保管する容器等を領置倉庫内の棚に置いて上部に空きが生じるような場合には、当該容器等から空き部分に領置物が若干はみ出しているとしても、棚からの当該容器等の出し入れに支障がなければ、領置限度量を超えているものと認定しなくても差し支えないこと。

5 被収容者に対する周知について

被収容者の保管総量又は領置総量が、刑事施設の長が定めた被収容者一人当たりの保管限度量又は領置限度量を超えた場合(以下「限度量超過の場合」という。)の取扱いについては、被収容者生活心得等に掲載し、被収容者に周知すること。また、限度量超過の場合とならないよう、必要に応じて、被収容者に対し、差入れが予想される相手方であって、外部交通の実績がある者宛てに、必要とする物品以外の差入れは行わないよう連絡させることなどを指導すること。

6 保管私物の表示について

保管私物には、必要に応じて所有者を特定するための表示を行わせることとして差し支えないこと。ただし、消耗品又はこれに類する保管私物以外の保管私物については、被収容者の意思に反して、当該保管私物を原状に復することができない方法で表示を行わせてはならないこと。

なお、自弁の書籍等については、被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について(平成19年5月30日付け法務省矯成第3345号当職依命通達)の規定により小票を貼付することとなるので留意すること。

7 領置品基帳への記載について

法第48条第4項の規定に基づき保管私物を領置した場合には、それらの物品が同規定に基づき領置したものであることが分かるように、領置品基帳に「罍」と記載しておくこと。

8 物品の売却について

限度量超過の場合における当該物品の売却に関する手続は、会計法令及び物品管理法並びに刑務所、少年刑務所及び拘置所会計事務章程(昭和24年法務省経甲第1038号大臣訓令)によるほか、次の事項に留意すること。

(1) 刑事施設の長は、限度量超過の場合において、被収容者に対し、超過量に相当する量の物品について、処分を求める必要があると認めるときは、当該被収容者にその超過量に相当する量の物品について、親族その他相当と認める者への交付又は廃棄等の処分を求める旨を告知した上、処分するための相当の期間(超過量の多寡その他の事情を考慮しつつ、おおむね1か月程度を目安とする。)

を示すこと。相当の期間内に超過量に相当する容量の物品を処分しない場合は、刑事施設において超過量に相当する量の物品を売却してその代金を領置し、売却することができないものは、廃棄することがある旨を併せて告知すること。

- (2) 上記（１）の期間が経過した場合であっても、当該被収容者が交付の相手方を選定中であつたり、物品の受領を依頼中であることが明らかな場合には、期間を延長するよう配慮すること。
- (3) 被収容者が相当の期間内に物品の処分をしないため、刑事施設において超過量に相当する量の物品を選定する場合は、処分する物品について被収容者の希望を聴取すること。被収容者が希望の申出をしない場合は、刑事施設において適宜選定することを告知すること。
- (4) 上記（３）の告知をしたにもかかわらず、被収容者が希望の申出をしない場合は、超過量に相当する量の物品を適宜選定した上、仮留品書留簿に記入し、同書留簿の摘要欄に「保管限度量超過」又は「領置限度量超過」と記入すること。
- (5) 刑事施設の長は、上記（４）により仮留品書留簿に記入した物品を売却するに当たっては、古物商等の事業者（以下「古物商等」という。）を選定すること。当該物品について、古物商等への売却が可能な場合は、売却手続を執った上、同書留簿のてん末欄に当該古物商等の名称、売却年月日及び売却代金を記入し、当該売却代金を領置すること。当該物品について、古物商等への売却ができない場合には、廃棄手続を執った上、同書留簿のてん末欄に当該古物商等の名称、廃棄年月日及び売却不能につき廃棄した旨を記入すること。
- (6) 上記（５）により物品を売却し、又は廃棄した場合には、被収容者に対してその旨を告知すること。物品を売却した場合には、売却額及び売却代金を領置した旨を併せて告知すること。
- (7) 上記（１）、（３）及び（６）の告知については、視察表に記録しておくこと。

9 保管私物等の交付について

法第50条の規定による保管私物又は領置されている金品（以下「保管私物等」という。）の交付に当たっては、刑事施設の適正な管理運営を図る必要から、次の事項に留意すること。

- (1) 交付の方法としては、刑事施設の窓口で行う場合（以下「窓口交付」という。）及び郵送（宅配便を含む。以下同じ。）により行う場合（以下「郵送交付」という。）があるところ、刑事施設の管理運営上制限する必要性が認められないときは、原則としていずれの交付の方法も認めることが相当であること。
- (2) 被収容者が保管私物等の窓口交付を申請したものの、長期間わたり交付の相手方が当該保管私物等を引取りに来ないまま経過するなど、刑事施設の管理運営上支障を生ずるおそれがある場合については、次の対応が考えられること。

ア 刑事施設の長が指定する期間が経過した時点で、窓口交付の申請のあった保管私物等を被収容者に返戻し、居室内の保管私物の総量を検査すること。

なお、刑事施設の長が指定する期間は、少なくとも2週間以上を指定することが相当であること。

イ アに規定する期間が経過した場合には窓口交付から郵送交付に変更することを条件として、窓口交付の申請を受け付けること。

ウ 交付の相手方との間で保管私物等の引取りの約束ができていないことを被収容者に疎明させることを条件として、窓口交付の申請を受け付けること。

(3) 上記(2)の対応を執った場合においても、当該保管私物等について郵送交付の申請があれば、これを取り計らうこととし、法第50条の規定による保管私物等の交付の機会を奪うことにならないよう配慮すること。

10 購入する自弃物品等の種類ごとの数量の制限について

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）第21条第1号ロにより購入させる自弃物品等の種類ごとの数量を制限するに当たっては、食料品、飲料及び嗜好品についての衛生保持の観点など、刑事施設の管理運営上必要と認める場合、種類ごとの自弃物品等の合計金額により制限することとして差し支えないこと。

11 一人の者が一定の期間内に一人の被収容者に交付する物品の種類ごとの数量を超える差入れへの対応について

法第51条の規定による規則第21条第1号ロに掲げる一人の者が一定の期間内に一人の被収容者に交付する物品の種類ごとの数量の制限（以下「交付物品数量制限」という。）を超える差入れについては、窓口において行われた場合には、制限することは可能であるが、郵送により行われた場合（以下「郵送差入れ」という。）には、制限することに物理的な困難が伴うところ、刑事施設の適切な管理運営を図る必要から、次の事項に留意すること。

(1) 常日頃から、被収容者に対し、交付物品数量制限の内容を周知徹底するとともに、これを超える差入れがなされた場合、差入人に引取りを求めるなど、差入人に迷惑が掛かることになることから、被収容者に対し、差入れが予想される相手方であって、外部交通の実績がある者宛てに、交付物品数量制限の内容についてあらかじめ連絡しておくよう、周知する必要があること。

(2) 上記(1)の周知にかかわらず、交付物品数量制限を超える数量の郵送差入れがなされた場合について、交付物品数量制限を超えた差入物について制限を加えずに被収容者に交付する以外の対応としては、次の対応が考えられること。

ア 差入人に対し交付物品数量制限の内容について説明の上、今後交付物品数量制限を超過する差入れを行わない旨差入人が約束した場合や、被収容者に対し、今後交付物品数量制限を超過する差入れを行わないよう差入人に連絡

することを約束させること等を条件として、初回に限り、交付物品数量制限を超えた差入物を被収容者に交付すること。

イ 差入人に対し、交付物品数量制限の内容についての説明文とともに、交付物品数量制限を超えた差入物を送付し、文書をもって引取りを求めること。

なお、この場合における送付費用は、今回に限り国費負担とするが、以後は差入人の負担により引取りを求める旨を明記すること。

ウ 上記ア及びイの経緯があるなど、差入人が交付物品数量制限の内容について知っていながら、あえて交付物品数量制限を超える差入れを行っていることが認められる場合は、差入人に対し、交付物品数量制限を超えた差入物について引取りを求めることが相当であること。

この場合における当該差入物の引取りに要する費用は、差入人の負担とすることが相当であること。

(3) 上記(2)ウの例示のように、交付物品数量制限を超える差入れをあえて繰り返す差入人(親族を除く。)からの差入物については、これらの経緯を法第46条第1項第1号又は第2号の引取りを求める一事情として考慮して差し支えないこと。

1.2 労役場留置者について

労役場に留置されている者の物品の保管等については、受刑者と同様とする。

1.3 監置場留置者

監置場に留置されている者の物品の保管等については、各種被収容者と同様とする。